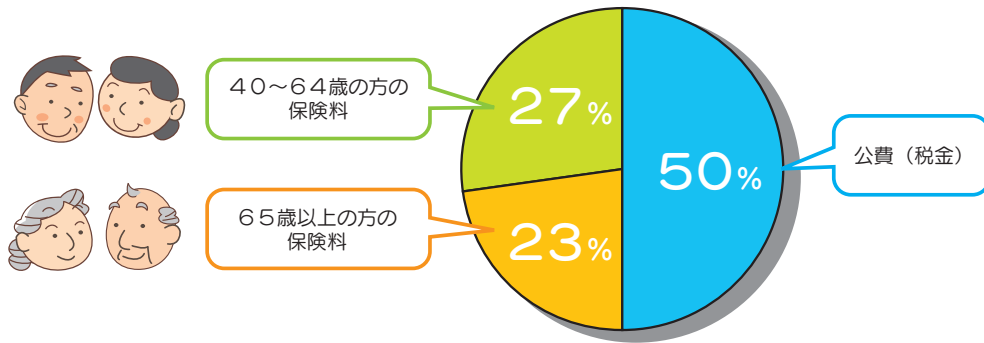


# 保険料の決め方・納め方

社会全体で介護保険を支えています。

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



## 介護保険の財源の内訳

### 40～64歳の方の保険料

●40～64歳の方（第2被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方 	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません

### 65歳以上の方の保険料

●65歳以上の方の保険料は、大川市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

#### 基準額の算出方法

$$\text{大川市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{大川市に住む65歳以上の方の人数} = \text{保険料の基準額}$$

大川市の基準額は、月額5,800円、年額69,600円（令和5年以降見直し）

※年度途中での転入転出等の場合の保険料は月割り計算します。

所得によって10段階に分かれています。被扶養の方も、お一人ずつ納付して頂きます。

介護給付費の増加に伴って保険料額も上昇している中で、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた保険料の設定が必要となっています。

このため、低所得者に対する国の特別対策により、第1段階から第3段階の保険料について軽減を適用しています。

令和3年の所得段階		割合（率）	保険料（年額）
第1段階	①生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 × 0.30	20,800円
	②世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と公的年金等収入額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+公的年金等収入額が80万円超120万円以下	基準額 × 0.40	27,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+公的年金等収入額が120万円超	基準額 × 0.70	48,700円
第4段階	本人は市民税非課税で、世帯内には市民税課税者がいて、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下	基準額 × 0.90	62,600円
第5段階	本人は市民税非課税で、世帯内には市民税課税者がいて、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円超	基準額 × 1.00	69,600円
第6段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.15	80,000円
第7段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 × 1.25	87,000円
第8段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が190万円以上380万円未満	基準額 × 1.50	104,400円
第9段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が380万円以上600万円未満	基準額 × 1.75	121,800円
第10段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が600万円以上	基準額 × 2.00	139,200円